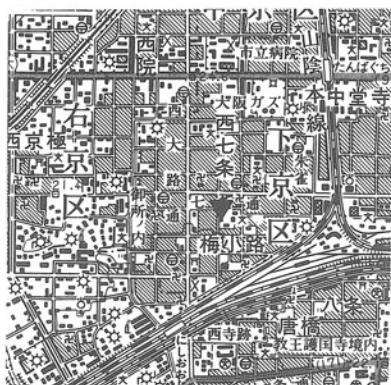


京都・平安京跡右京八条二坊二町



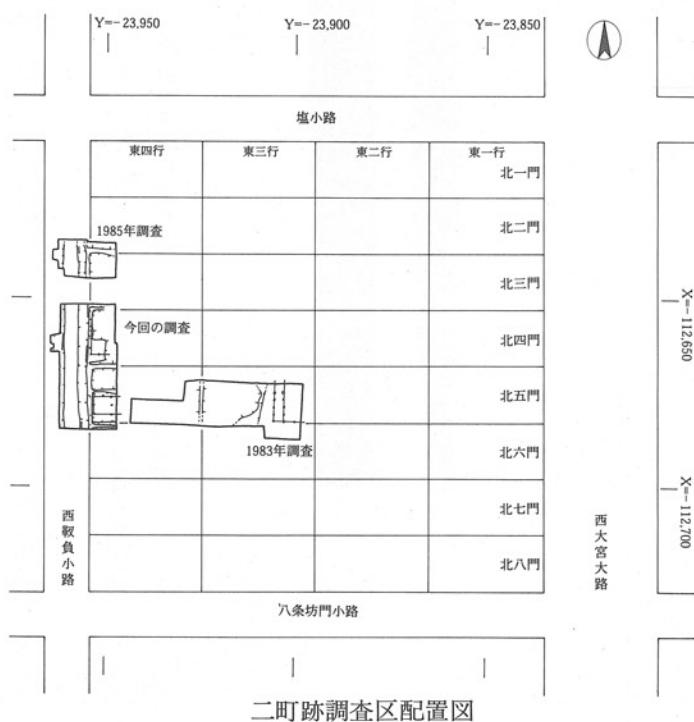
(京都西南部)

この遺跡は、京都市立七条小学校敷地内にある。調査地点は右京八条二坊二町のほぼ中央西端に該当する。この地は平安京の官設市の一つである西市の外縁に展開する市外町に南接する位置にある。同小学校敷地内では今回の調査対象地区の東と北に接する地域で、これまでに一九八三年に実施した第一次調査（本誌第六号）と一九八五年に実施した第二次調査（同第八号）

- 1 所在地 京都市下京区西七条石井町
- 2 調査期間 一九九三年（平5）一二月～一九九四年四月
- 3 発掘機関 財京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 辻 裕司・近藤知子
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

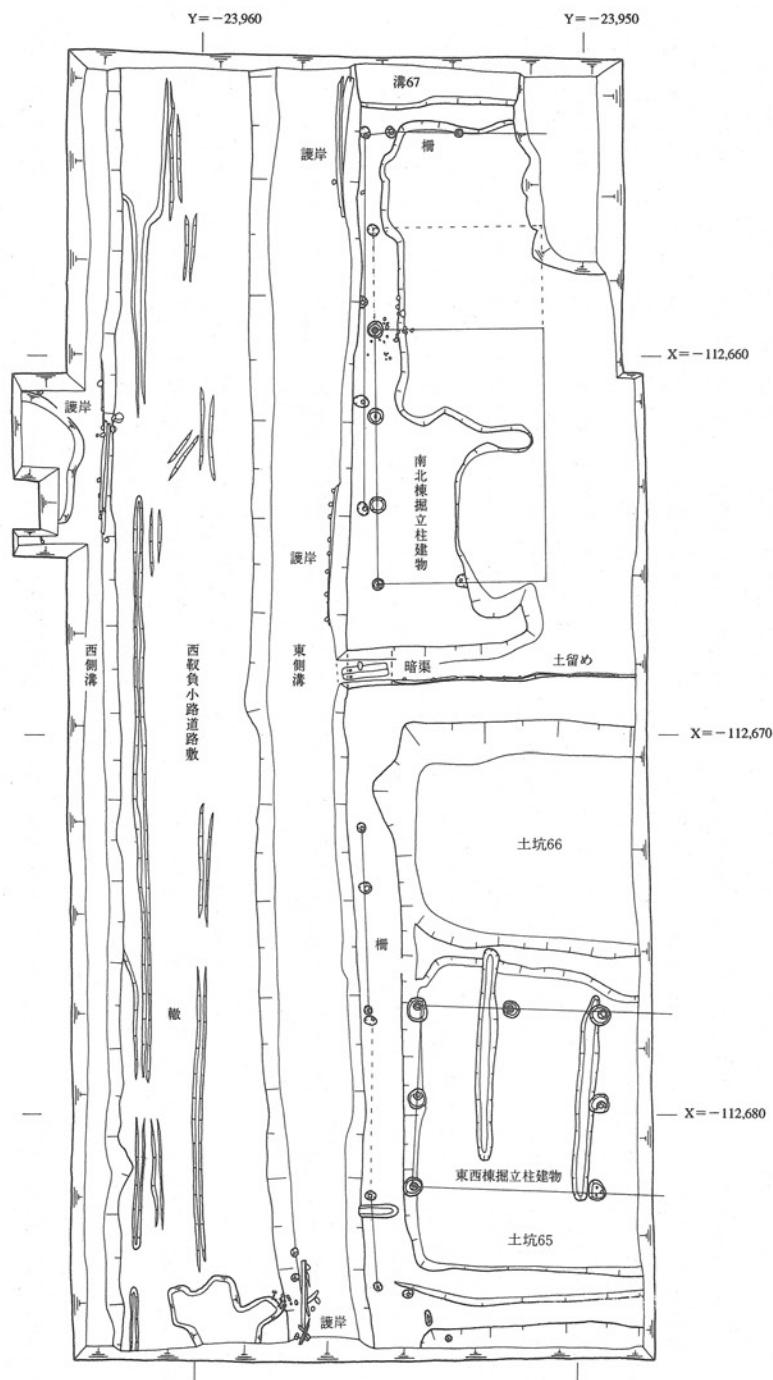
の発掘調査例があり、各々豊富な木製品とともに多數の木簡が出土している。検出した遺構には、条坊遺構や二町内の宅地割りを示す遺構などがあり、それぞれ連続し密接に関わる。今回の第三次調査も同校の施設改築に伴う事前の調査である。

当該地の地形は東が高く南西に向かって緩傾斜を呈する。第一次



二町跡調査区配置図

1994年出土の木簡



第3次調査出土遺構図

調査で検出した池状遺構の肩口から西は低位に属し、湿地状を呈する。この湿地から古墳時代前期に属する土器が出土した。湿地上面には腐植土層が堆積し、平安京造営時の当該地点における基盤層となる。

この基盤層上面に厚さ約〇・六mの積土を施し造成するが、造成箇所は主として二町の西面築地（西轍負小路東築地）想定位置や四行八門制に従つた各門界想定位置を対象としており、宅地内は窪む。

築地や門界を示す積土上半部は同一の土層を用いた整地がなされており、当該地の造成開発が戸主単位の個別的な契機によるものでないことを示している。各門界を示す積土によって区画された空間は、東四行西半の北三門・北六門の一部と北四・北五門であり、北四・五門の各南北幅は約一五m（五丈）ある。

西轍負小路に該当する箇所は、平安時代初頭にはほぼ小路幅分の南北流路が敷設されており、運河として利用された可能性が高い。

この流路からは多量の木製品とともに木簡も多数出土している。

平安時代前期前半には流路は埋没し、上面に西轍負小路が敷設される。小路は道路敷と東・西側溝を検出した。道路敷は砂・小礫で造作され、乾燥時にはきわめて堅固である。検出幅は約四mある。

東・西側溝は幅が二・三mある。側溝内の、門界および北四門に面する四カ所には護岸施設があり、橋に伴う施設と考えている。

北四門の北・西辺には柵がめぐる。南西部に積土を施し、その上

面に南北棟掘立柱建物が一棟建つ。建物は小路に面し、建物南西部には橋に想定した護岸を伴い、その箇所で柵は途切れる。北辺外側には東西方向の溝が延び、南辺の内側西端には暗渠排水施設がある。従つて、この宅地は一戸主内に収まると考えている。暗渠底面西端には斎串一枚・和同開珎一枚を置き、細かい砂礫で覆つて蓋板を被せ埋め戻す。埋納された斎串には北四門内への水・病い・穢れの侵入を防ぐ目的が想定できる。

北五門内には北四・五門界から南へ約七mの地点に高まりがある。この高まりを境に南には土器・木製品（〔1〕「延暦廿四年」木簡を含む）などが多量に投棄され、平安時代前期前半にはあまり活発な利用状況はない。後半になると、先の高まりに規制を受けるような状態で南半に積土を施し、東西棟掘立柱建物を一棟建てる。

以上のように、西市外町に南接する地域が、平安京の造営に間に置かず開発されたことを明らかにすることができた。西市設営が周辺の条坊路ならびに路に面する宅地の開発にも強い影響を及ぼしたことが窺える。市外町外郭地域の重要性が指摘でき、市周辺に展開したとされる諸国調査や諸官司などの物資収納施設の存在や、市外町の開発時期にも関わる極めて重要な情報を含んでいると言える。

西轍負小路は物資の流通についての重要性は言うまでもなく、西市の中央を南北に貫く主要条坊路である。造営当初の運河的な利用は西堀川小路と共に平安京への水運による物資搬入を示す遺構と捉

えることができる。なお、当該地では多種多岐にわたる祭祀具が出

土しており、市との境界における祭祀(場)も指摘できる。

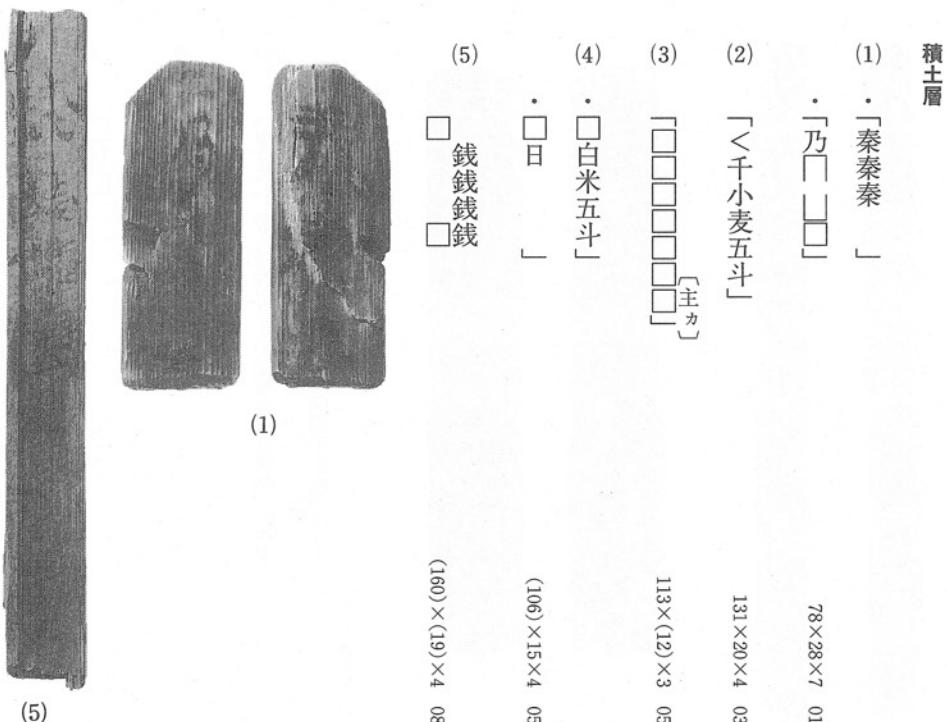
遺物は整理用コンテナで一九四箱分出土した。内訳は土器・瓦類一〇〇箱、木質遺物一七〇箱、その他一四箱で、遺物の大半は平安時代前期に属する。遺物内容は土器類、瓦類、土製品、錢貨、金属製品、木製品、木簡、植物種実、骨などがある。

土器類では(1)「延暦廿四年」木簡を伴う土坑六五出土土器が挙げられる。土器は平安京I期中(八〇〇年前後)「平安京右京三条三坊」京都市埋蔵文化財研究所調査報告第一〇冊の土器型式編年による)に収まると考へてある。

木製品では工具・紡織具・運搬具・漁獵具・服飾具・容器・食事具・文具・計量具・遊戯具・祭祀具・部材・雑具がある。

墨書き土器・ヘラ記号土器などの文字・記号資料は約四〇点あるが、大半は破片である。「成」「大」「奉」などが判読できる。

木簡は、禊文の立たないものや墨痕のない付札状木製品などを含めて六〇点ある。遺構別の内訳は、北五門該当箇所積土層から一点、北五門南半(土坑六五)から三点、北五門北半(土坑六六)から八点、南北流路から二九点、北三・四門界東西溝(溝六七)から一点、西鞍負小路東側溝(溝三七)から七点、宅地上面を覆う遺物包含層(第七層)から一点出土している。



1994年出土の木簡

- (18) √猪山上√ (50)×17×3 031*
- (19) 「√阿知魚腊」 153×19×5 033
- (20) 「√朝□堅魚一」 (99)×13×2 039
- (21) 「√□□五斗」 (116)×19×5 039
- (22) 「□□〔蘇カ〕 □□□」 (130)×19×16 065
- (23) 「敦賀邑万呂白五十」 225×32×4 051
- 「11月十□□」 (24) 「□□五□〔斗カ〕」 (25) 「□□□□」 (26) 「□□郡□□」 (27) 「間上間平間中」
- (28) 「√大大大大大大大大大大大大√」 (29) □□□ (30) □合錢×
- □□又□□ (31) 正月一一日白米四□□五升 (32) □五斗 (33) □□□〔戊カ〕 (34) □□□□
- 129×20×4 051* (35) (73)×(8)×4 051 (36) (108)×(10)×2 059 (37) (40)×21×2 081 (38) (76)×(17)×2 081 (39) (142)×(15)×2 081



(27)

• □ □ □

• □ □

(35) (79) × (15) × 2 081
• □ □ □
〔子カ〕 〔仕カ〕
□ □ □ □ □ □ □

091

第七層

(37) 「謹解 申請借錢事

〔十九年三カ〕
□ □ □ □ □

193 × (12) × 3 081*

溝六七

(38) • □

□

(97) × (9) × 4 081

•

溝三七

(39)

□百濟公□□

(180) × (52) × 6 081

付札木簡ないし内容から付札木簡と類推できるものが比較的多数ある。付札木簡には品目、数量、年月日、貢納者や検閲者と想定できる名などを記すが、表記方法にまとまりはなく、品目のみを記す

文書木簡には(17)や(37)などがある。(17)は進上木簡で、一面には米とそれに対する代価、一面には鶏一羽とそれに対する代価の支払い方法と考えられる記述がある。(37)は借錢を請う内容が記され、出舉錢の実態を示す資料である。(30)は上下端を欠損し上面には漆が被るが、「合錢」が判読できる。錢の数量を合計したものであれば、細目などの記された文書木簡の可能性がある。(31)についても上下を欠損するが、文書木簡と考えられる。

なお、木簡の釈読については井上満郎、西山良平、橋本義則の各氏から教示を受けた。

(辻 裕司)

ものもある。また付札状木製品には墨痕がないものが多いこと、曲物側板など転用材を使用したものがあることなど、東接する一次調査出土木簡と共通する。(11)は納物として紙と庸布の二種を示し、庸布は紙二三帖を包む料に充てられたのであろう。裏面には年紀が記されており、土器型式に実年代の一つを付加するとともに、二町西半における宅地造成ならびに条坊敷設が延暦一四年以前に行なわされたことを示す資料である。

文書木簡には(17)や(37)などがある。(17)は進上木簡で、一面には米とそれに対する代価、一面には鶏一羽とそれに対する代価の支払い方法と考えられる記述がある。(37)は借錢を請う内容が記され、出舉錢の実態を示す資料である。(30)は上下端を欠損し上面には漆が被るが、「合錢」が判読できる。錢の数量を合計したものであれば、細目などの記された文書木簡の可能性がある。(31)についても上下を欠損するが、文書木簡と考えられる。